

## CONTENTS

令和2年4月以降の掛金率について	P1
貸付対象範囲の一部拡大及び貸付利率の一部引き下げについて	P2
令和2年度事業計画及び予算に対する要望事項の検討結果	P3
令和2年度保健事業のお知らせ	P4
グループ保険等の募集について	P7

## 令和2年4月以降の掛金率について

令和2年4月1日以降の掛金率は次のとおりです。

(標準報酬等級別の掛金等の額については、最後のページにある共済組合掛金等早見表をご覧ください)

短期掛金率 (福祉分 1.01 / 1,000 を含む)

令和2年  
3月まで

38.56 / 1,000



令和2年  
4月から

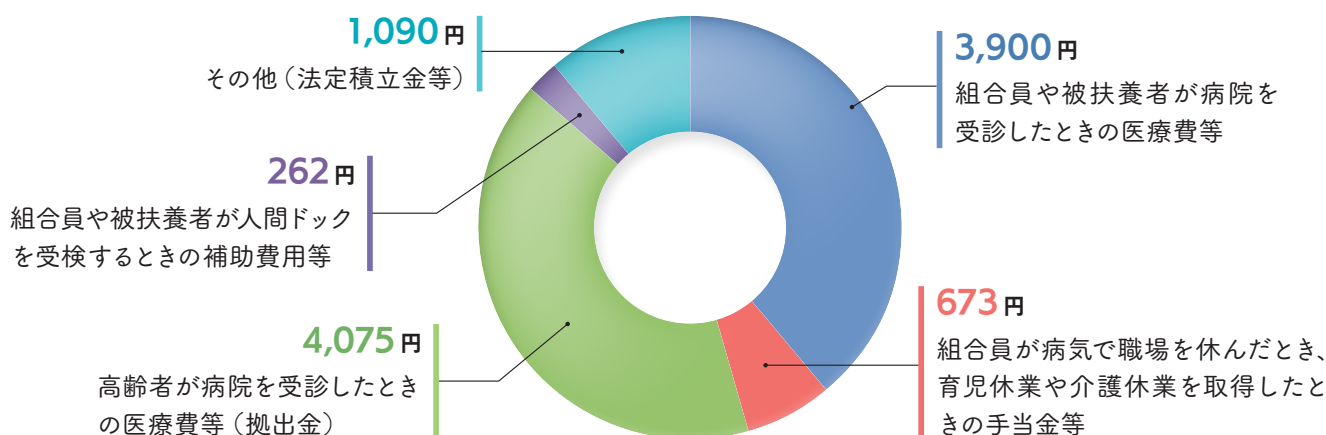
38.56 / 1,000

変更なし

現在の掛金率を維持しても、令和2年度の支出をまかなえると見込まれることから、現在の掛金率を維持することになりました。

なお、短期掛金の使いみちについては、次の円グラフをご覧ください。

### 短期掛金1万円当たりの使いみち (令和2年度見込み)



## 介護掛金率

令和2年  
3月まで

6.89 / 1,000

令和2年  
4月から

7.17 / 1,000

0.28%  
の  
引き上げ

当共済組合が負担すべき介護保険制度への拠出金（介護納付金）の増加に対応するため、介護掛金率を0.28%引き上げることになりました。

介護保険サービスの利用自体が増加していることに加え、令和2年度は介護納付金の算出方法が加入者割（加入者の人数に応じた負担をする仕組み）から総報酬割（報酬額に応じた負担をする仕組み）へ完全に移行することを主な要因として、当共済組合が負担すべき介護納付金の額が増加しています。

## 介護保険制度 とは



高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方が増加し、また、介護期間も長期化するなど介護への需要は年々高まってきました。一方で、核家族化の進展に伴い、家族が十分な介護をすることができない、介護のために離職せざるを得ない等の家族をめぐる状況の変化も社会問題となりました。このような状況を背景として、介護を必要とする方の家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支え合うという目的のもと、平成12年に創設された制度が介護保険制度です。

この介護保険制度を支えるため、40歳から64歳の方（介護保険制度における「第2号被保険者」の方）からは、毎月の給与や期末手当等から介護掛金を徴収しています。

## 貸付対象範囲の一部拡大<sup>①②</sup>及び貸付利率の一部引き下げについて

### 1▶ 特別貸付（教育貸付）等の貸付対象範囲を一部拡大しました！

令和2年4月以降の貸付が対象です。

#### 拡大された 主な対象

- ① 入学試験の受験料
- ② 学校が統一的に指定する制服・靴・教材等の購入費用
- ③ 進学のための予備校・塾の入学金・授業料
- ④ 留学のための海外渡航費用

これらのように、就学準備に係る費用のための借入も可能となりました。  
ご利用にあたっては、共済組合担当者までお問い合わせください。



### 2▶ 住宅貸付、特別住宅貸付の利率を一部引き下げました！

令和2年4月以降の住宅貸付及び特別住宅貸付の適用利率を1.42%から1.27%に引き下げました。

その他の利率を含めた令和2年4月1日現在の貸付利率は下表のとおりです。

#### 【貸付利率】

貸付種類	R2.3.31まで	R2.4.1から	備考
普通貸付	4.26%	4.26%	変更なし
特別貸付	1.86%	1.86%	変更なし
住宅貸付	1.42%	1.27%	引き下げ
特別住宅貸付	1.42%	1.27%	引き下げ



# 令和2年度事業計画及び予算に対する 要望事項の検討結果

共済組合では、組合員の皆さまからの共済組合事業に対する要望について、次年度の事業計画を策定する際の参考とし、運営審議会において議論を行っています。

令和2年度事業計画及び予算に対する要望事項について検討した結果は、次のとおりです。

今後も、共済組合事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

## 短期経理

### 要望事項 ①

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額通知事業を改善してほしい。

### 検討結果

当共済組合では、医療費の削減に向けた取り組みとして、後発医薬品の差額通知事業を実施しており、その効果については毎年『共済 CLIP』に掲載しています。

当共済組合における後発医薬品の使用率は年々着実に向上しており、令和元年10月時点での使用率は77.8%となっていますが、令和2年9月に使用率を80%以上とする政府目標には到達していないため、後発医薬品差額通知事業は令和2年度も引き続き実施する予定です。

今後も、後発医薬品に切り替えるメリットをわかりやすくお伝えできるよう工夫していきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 保健経理

### 要望事項 ②

福利厚生パッケージサービスの地域間格差を解消してほしい。

### 検討結果

当共済組合では、定期的に委託業者と打ち合わせを行っており、その打ち合わせで得られた地域ごとの利用状況や傾向等の情報を基にさまざまな取り組みを行っています。例えば、利用状況の低い地域のサービス拡大を委託業者に提案させたり、その地域に特化したチラシの作成を委託業者に依頼し、共済組合ホームページに掲載したりする取り組みを行っているところです。

今後も全国均等なサービスの実現に向け、組合員の皆さまのご意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思っています。

### 要望事項 ③

健康ダイヤル24と、福利厚生パッケージにおける  
無料健康相談サービスとの違いを説明すること。

### 検討結果

健康ダイヤル24は、①医師や保健師、看護師やカウンセラーに対する健康相談、②医師に対してセカンドオピニオン及び専門医の案内を求めることができるというサービスです。一方、福利厚生パッケージにおける無料健康相談は、①カウンセラーや看護師に対して健康相談ができるというサービスです。また、心理カウンセラーによるメンタルヘルスに関する面談カウンセリングの年間無料回数にも違いがあります（健康ダイヤル24は5回まで無料、福利厚生パッケージは1回のみ無料）。

健康ダイヤル24は、このような違いのなかでもとくに、医師からセカンドオピニオンを受けられる点が好評を得ています。

# 令和2年度保健事業のお知らせ

## 福利厚生パッケージサービス

事業内容	全国の宿泊施設、健康関係、育児、介護、レジャー施設、ライフサポート、自己啓発、飲食店などを組合員の割引価格で利用できるサービスです。
委託会社	株式会社 ベネフィット・ワン
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及び組合員の2親等以内のすべての親族
利用期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日
利用方法	インターネットによる会員専用サイト、スマホアプリ、電話、会員証提示、コンビニ発券 など
裁判所共済の独自サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TDL・USJ 補助利用券（年間1,000円×4枚）、会員限定貸切イベントの開催</li> <li>● Amazon プライム月会費3カ月分実質無料（ベネポ1,500ポイント還元）</li> <li>● <b>育児一時保育補助金</b> 700円/時（1日2時間 月30時間まで）</li> <li>● <b>介護用品購入補助金</b> 最大10,000円/月（年間最大12万円）</li> <li>● 家庭用常備薬購入に関する特別割引サービス</li> </ul>

## 健康ダイヤル24（24時間無料健康電話相談）

事業内容	健康や育児に関する相談を24時間フリーダイヤル（無料）で受け付け、医師や看護師などのスタッフが電話やメールにより対応する24時間電話健康相談や、心理カウンセラー等によるメンタルヘルスのカウンセリングサービス、専門医の手配・紹介が可能なセカンドオピニオンサービスが利用できます。	
委託会社	ティーベック株式会社	
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者	
利用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
利用方法等	24時間 電話健康相談サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 24時間・年中無休で相談を受け付けています。（☎ 0120-384-943）</li> <li>● Eメールによる相談も可能です。</li> </ul> 次のURLにアクセスし、ユーザー名（kyousai）とパスワード（kyousai）を入力して相談専用フォームを利用します。 <b>URL</b> <a href="https://t-pec.jp/websoudan/">https://t-pec.jp/websoudan/
	メンタルヘルス カウンセリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話・WEB・面談によるカウンセリングを実施しています。（☎ 0120-384-943）</li> </ul> <b>電話カウンセリング受付時間</b> 9:00～22:00（年中無休） <b>WEB相談受付時間</b> 24時間（年中無休） <b>面談カウンセリング予約受付時間</b> 平日9:00～21:00 土 9:00～16:00 ※日祝及び12月31日～1月3日を除く。
	セカンドオピニオン サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話・面談による相談が可能です。（☎ 0120-384-214）</li> </ul> <b>受付時間</b> 9:00～18:00 ※日祝及び12月31日～1月3日を除く。

## 引越システム

事業内容	組合員及び被扶養者の転勤等による引越に際し、割引による利用ができるシステムです。
利用可能業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●三八五（みやご）引越センター</li><li>●日本通運</li><li>●全国引越専門共同組合連合会（ハトのマーク）</li><li>●日本旅行（日旅引越システム）※指定運送会社：アート引越センター</li><li>●サカイ引越センター</li></ul>
利用対象者	組合員及び被扶養者
利用方法等	業者によって利用方法が異なりますので、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ ▶</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/move/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/move/</a>

## 法人カード

事業内容	組合員の旅行や出張先での費用の支払い等の便宜を図るため、法人カードの利用ができるシステムです。
カードの名称 カードの 発行会社	<ul style="list-style-type: none"><li>● JCB ビジネスカード（株式会社ジェーシービー）</li><li>● 三井住友 VISA JR コーポレートカード（三井住友カード株式会社）</li></ul>
利用対象者	組合員及び配偶者（再任用短時間勤務職員及び任意継続組合員を除く）
利用期間	組合員の在職中
利用方法等	カード発行会社によって利用方法が異なりますので、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ ▶</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/card/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/card/</a>

## ベビーシッターサービス

事業内容	委託会社の提供するベビーシッターサービス、送迎サービス、産前産後ケアサービス、教育サービス及び病後児保育サービスを割引により利用できるサービスです。
委託会社	株式会社小学館集英社プロダクション
利用対象者	組合員及び配偶者
利用方法等	利用方法、利用対象地域につきましては、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ ▶</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/babys/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/babys/</a>

## 人間ドック等予約精算代行サービス

事業内容	委託業者が提携する全国約 1,100 箇所の医療機関において、人間ドック等の受検予約及び受検費用の補助金精算を委託業者が代行するサービスです。 このサービスを利用すると、医療機関窓口で受検費用の支払いは、共済組合からの補助金額を控除した額のみ支払えばよく、また、受検後に共済組合に対して補助申請を行う必要もありません。	
委託会社	ホームネット株式会社	
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養配偶者のうち、受検日において 30 歳以上の者	
対象となる検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間ドック（人間ドックと組み合わせて受検したオプションとなる検査（脳ドックを含む）を含む）</li> <li>●脳ドック（脳ドックと組み合わせて受検したオプション検査を含む）</li> <li>●PET 検査（陽電子放射断層撮影法による検査）</li> </ul>	
補助金額	人間ドック等受検に係る補助は、この予約精算代行サービスを利用するか否かに関わらず各年度中（4月1日～3月31日）、1回に限り上限 30,000 円となります。 なお、 <b>オプションとなる検査（腹部超音波検査、胃内視鏡検査及び大腸内視鏡検査等）を単独で受検した場合は、補助を受けることができませんので、注意してください。</b>	
検査結果の提供	40 歳以上 75 歳未満の組合員が受検した人間ドック等の検査結果のうち、「特定健康診査の検査項目」に該当する項目については、委託業者等から共済組合に提供され、特定健康診査の実施に代えています。以下の「人間ドック早期受検のお願い」もご覧ください。	
利用方法	インターネットによる申し込みの場合	健診予約センター ( <a href="https://www.hndb.jp/court/">https://www.hndb.jp/court/</a> ) から申し込みを行ってください。 ※申し込みには、初回登録手続きが必要となります。
	FAX による申し込みの場合	「人間ドック等申込書」に必要事項を記載の上、次の番号へ FAX 送信してください。 <b>FAX 0120-187-773</b>
	郵送による申し込みの場合	「人間ドック等申込書」に必要事項を記載の上、次の宛先へ郵送してください。 <b>〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 新宿ガーデンタワー 13 階 ホームネット株式会社健診予約センター</b>
	人間ドック等申込書は、共済組合ホームページの「人間ドック等予約精算代行サービスを利用する方法」に掲載してあります！ <b>HPはコチラ ▶ <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/use/index.html">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/use/index.html</a></b>	

### 人間ドック 早期受検 のお願い



人間ドックを受検された方のうち、40 歳以上 75 歳未満の方については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「特定保健指導」の判定を行います。そして、保健指導の対象となられた方に対しては、10 月頃から順次特定保健指導利用券を交付する予定です。このため、人間ドックの受検が遅くなってしまうと、特定保健指導の対象となっても利用券の交付が遅くなったり、発券できる期間が過ぎてしまったりして、保健指導を受ける機会を逸してしまいます。人間ドック受検の効果が十分に発揮されるためにも、早期の受検をお願いします。

なお、上記の予約精算代行サービスを利用しないで人間ドックを受検した場合であっても、同額の補助を受けられます。その場合は、一旦、実施機関窓口で検査費用全額を負担していただくこととなります。

詳しくは裁判所共済組合ホームページ (<http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/nouse/index.html>) をご覧ください。

# グループ保険等の募集について

令和2年度のグループ保険と団体傷害保険の募集を6月に行います。

グループ保険等の募集（新規・変更ともに）は、年に1回だけです。この機会を逃さずにぜひお申込みください。本項では、グループ保険等とはどのような保険か、募集はどのようなスケジュールで行われるかについて、紹介していきます。

## グループ保険等とは、どのような保険なの？

グループ保険等は、組合員を被保険者として裁判所共済組合が生命保険会社及び損害保険会社と契約している団体保険です。

グループ保険には4種類、団体傷害保険には1種類あり、あわせて5種類の保険があります。

グループ保険

**新グループ**保険



死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合の保障（組合員の2人に1人が加入しています）

**総合医療**保険※



ケガや病気等による1泊2日以上入院、手術等に対する保障

**3大疾病**保障保険※



3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）に備える保障

**ライフ**プラン



在職中に保険料を積立て、財産形成や退職後の生活資金を準備

※総合医療保険及び3大疾病保障保険への加入は、組合員本人が新グループ保険へ加入することが条件となります。

**団体**傷害保険



ケガ・賠償・介護・被害事故等を保障

## それぞれの保険の特徴は??

### 新グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険の特徴

#### 1 加入しやすい 保険料

加入対象者は、組合員（裁判所職員）、組合員の配偶者及び組合員の被扶養者となっている子どもです。1か月当たりの保険料は、男性は71円～、女性は47円～※と、団体割引が適用されたお手頃な保険料で加入することができます。

※令和元年度の新グループ保険に、15歳から35歳までの方が保険金額100万円のコースに加入する場合。

#### 2 1年単位の 自動更新

保険期間は1年単位のため、ライフイベントに合わせて、毎年保障額を見直すことができます。また、変更がなければ同じ内容で自動更新されるため、面倒なお手続きの必要がありません。

#### 3 退職後も継続 加入が可能

一定の条件のもと、退職後も70歳6か月まで継続して加入することができます。

#### 4 高い 配当還元率

1年ごとに収支を計算して、剰余金が生じた場合には配当金が支払われるため、保険料の実質負担額が軽減されます（3大疾病保障保険の配当金は、1年ごとに被保険者単位で計算され、加入継続期間によって配当金が異なります）。

▼平成30年度（保険期間：H30.10.1～H31.9.30）

	新グループ保険	総合医療保険
配当還元率※	67.0%	22.6%

※配当還元率は、年間の払込保険料における配当金の割合です。  
※過去の配当実績に基づくものであり、将来の受取りを約束するものではありません。

## ライフプランの特徴

### 1 着実な積立

月払掛金 3,000 円、賞与払掛金 10,000 円から加入でき、在職中に保険料（掛金から制度運営費を差引いた額）を積立て、退職後に年金として受け取ることができます。

### 2 税務上の取り扱い

保険料は、個人年金コースの場合は個人年金保険料控除の対象に、一般コースの場合は一般生命保険料控除の対象になります。

### 3 積立金の一部受け取り

一般コースについては、在職中に資金が必要になった場合にも対応できます。最低 20 万円、1 万円単位で積立金の一部を受け取ることができます。

## 団体傷害保険の特徴

### 1 自転車事故にも対応できる 自転車安心プラン

全国で進んでいる自転車保険の加入義務化にも対応できる「自転車安心プラン」（個人賠償責任補償額：3 億円）を用意しています。もちろん他のタイプと同様に、日常生活におけるケガや損害賠償事故も補償の対象となっています。

### 2 補償対象者を 家族形態に合わせて 選択できます

#### ● パーソナルコース

次のうち、被保険者に指定された方が保険の対象となります。

本人  本人の配偶者  子ども  両親  兄弟姉妹（以上、同居は問いません）  同居の親族

#### ● カップルコース

本人が加入すると、その配偶者も記名不要で同時に同額の補償が受けられます。

#### ● ファミリーコース

本人が加入すると、次の方が記名不要で同時に同額の補償が受けられます。

本人の配偶者  本人またはその配偶者の同居の親族  本人またはその配偶者の別居の未婚の子

## 本当に保険は必要なの??

「もしも…」の場合を考えてみましょう。

死亡事故、病気やケガでの入院は、意外と身近にあるもので、平成 30 年度の保険金・給付金の支払い実績はこれだけあります。

新グループ保険 ⇒ 11 件

総合医療保険 ⇒ 1,038 件

## 募集は、どんなスケジュールで行うの??

5 月末頃に、グループ保険等の募集パンフレット・申込書一式を組合員の皆さまへ配付します。加入や保障内容の見直しができるのは、年に 1 度のこの機会だけですので、ぜひ募集パンフレットをご覧ください、ご検討ください！

健康な  
今だからこそ  
準備しよう！

5 月末

パンフレット・  
申込書の配付

6 月末

申込の受付期限  
(提出は、所属の  
共済組合係へ)

10 月～

保険期間の開始





共済組合掛金等早見表

共済組合の掛金等は、月次の給与から徴収する額及び期末手当等から徴収する額の合計である。

1 月次の給与から徴収する掛金等

(算出方法) 標準報酬月額×掛金・保険料率(短期、介護及び厚生年金等)

(単位:円)

報酬月額	標準報酬		月額(円)	短期掛金			介護掛金 (40歳以上 65歳未満)	厚生年金保険料等	
	等級			合計 38.56 /1,000	内訳			厚生年金 91.50 /1,000	退職等年金 7.50 /1,000
	国共	厚年			短期 37.55 /1,000	福祉 1.01 /1,000			
93,000円未満		1	88,000					8,052	
※ 93,000円以上	101,000	1	98,000	3,778	3,679	99	702	8,967	735
101,000	107,000	2	104,000	4,010	3,904	106	745	9,516	780
107,000	114,000	3	110,000	4,241	4,129	112	788	10,065	825
114,000	122,000	4	118,000	4,550	4,430	120	846	10,797	885
122,000	130,000	5	126,000	4,858	4,730	128	903	11,529	945
130,000	138,000	6	134,000	5,167	5,031	136	960	12,261	1,005
138,000	146,000	7	142,000	5,475	5,331	144	1,018	12,993	1,065
146,000	155,000	8	150,000	5,784	5,632	152	1,075	13,725	1,125
155,000	165,000	9	160,000	6,169	6,007	162	1,147	14,640	1,200
165,000	175,000	10	170,000	6,555	6,383	172	1,218	15,555	1,275
175,000	185,000	11	180,000	6,940	6,758	182	1,290	16,470	1,350
185,000	195,000	12	190,000	7,326	7,134	192	1,362	17,385	1,425
195,000	210,000	13	200,000	7,712	7,510	202	1,434	18,300	1,500
210,000	230,000	14	220,000	8,483	8,260	223	1,577	20,130	1,650
230,000	250,000	15	240,000	9,254	9,011	243	1,720	21,960	1,800
250,000	270,000	16	260,000	10,025	9,762	263	1,864	23,790	1,950
270,000	290,000	17	280,000	10,796	10,513	283	2,007	25,620	2,100
290,000	310,000	18	300,000	11,568	11,265	303	2,151	27,450	2,250
310,000	330,000	19	320,000	12,339	12,015	324	2,294	29,280	2,400
330,000	350,000	20	340,000	13,110	12,766	344	2,437	31,110	2,550
350,000	370,000	21	360,000	13,881	13,517	364	2,581	32,940	2,700
370,000	395,000	22	380,000	14,652	14,268	384	2,724	34,770	2,850
395,000	425,000	23	410,000	15,809	15,394	415	2,939	37,515	3,075
425,000	455,000	24	440,000	16,966	16,521	445	3,154	40,260	3,300
455,000	485,000	25	470,000	18,123	17,648	475	3,369	43,005	3,525
485,000	515,000	26	500,000	19,280	18,775	505	3,585	45,750	3,750
515,000	545,000	27	530,000	20,436	19,900	536	3,800	48,495	3,975
545,000	575,000	28	560,000	21,593	21,027	566	4,015	51,240	4,200
575,000	605,000	29	590,000	22,750	22,154	596	4,230	53,985	4,425
605,000		30	620,000					56,730	4,650
以下は短期掛金、介護掛金及び短期給付に係る標準報酬等である。									
605,000	635,000	30	620,000	23,907	23,280	627	4,445		
635,000	665,000	31	650,000	25,064	24,407	657	4,660		
665,000	695,000	32	680,000	26,220	25,533	687	4,875		
695,000	730,000	33	710,000	27,377	26,659	718	5,090		
730,000	770,000	34	750,000	28,920	28,162	758	5,377		
770,000	810,000	35	790,000	30,462	29,664	798	5,664		
810,000	855,000	36	830,000	32,004	31,165	839	5,951		
855,000	905,000	37	880,000	33,932	33,043	889	6,309		
905,000	955,000	38	930,000	35,860	34,920	940	6,668		
955,000	1,005,000	39	980,000	37,788	36,798	990	7,026		
1,005,000	1,055,000	40	1,030,000	39,716	38,675	1,041	7,385		
1,055,000	1,115,000	41	1,090,000	42,030	40,929	1,101	7,815		
1,115,000	1,175,000	42	1,150,000	44,344	43,182	1,162	8,245		
1,175,000	1,235,000	43	1,210,000	46,657	45,434	1,223	8,675		
1,235,000	1,295,000	44	1,270,000	48,971	47,688	1,283	9,105		
1,295,000	1,355,000	45	1,330,000	51,284	49,940	1,344	9,536		
1,355,000		46	1,390,000	53,598	52,194	1,404	9,966		

※ 国家公務員共済組合法の報酬月額の下限は、101,000円未満である。

2 期末手当等の額から徴収する掛金等

(算出方法) 標準期末手当等の額×掛金・保険料率(短期、介護及び厚生年金等)

※ 標準期末手当等の額とは、その月について当該組合員が受けた期末手当等の額(期末手当、勤勉手当等)の千円未満を切り捨てた額のことをいう。

※ 標準期末手当等の額は、厚生年金等については、その月について上限が150万円であるが、短期及び介護については、年度における上限が573万円となるようにその月の標準期末手当等の額を決定し、573万円を超えた場合には翌月以降の期末手当等に係る標準期末手当等の額は0となる。